

## 【重要】緩和薬物療法認定薬剤師 認定制度改定のご案内

一般社団法人 日本緩和医療薬学会  
理事長 成田 年  
認定薬剤師制度委員長 吉澤 一巳  
薬局認証システム委員長 前田 桂吾

拝啓 会員の皆様におかれては時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当学会では、2009 年度より緩和薬物療法に関する知識と技術の向上、並びにがん医療の均てん化に対応できる人材の育成を目指して、緩和薬物療法に貢献できる知識・技能・態度を有する薬剤師を「緩和薬物療法認定薬剤師」として認定しております。

一方で、2024 年 8 月に在宅緩和ケア対応薬局認証事業を停止し、その後各委員会並びに理事会にて、認定制度や薬局認証に関し深く議論を重ねてまいりました。

ついては、**2025 年度 (2025 年 9 月募集) より新規申請要件を改定**いたします。また、**更新申請要件は 2028 年度 (2028 年 11 月募集) より改定**いたします。

今後も当学会活動並びに認定事業にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 緩和薬物療法認定薬剤師 新規要件

1. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること
2. 申請時において、薬剤師としての実務歴を **3 年以上**有する日本緩和医療薬学会（以下、本学会）の会員であること。
3. 申請時において、「日病薬病院薬学認定薬剤師」「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」「日本医療薬学会医療薬学専門薬剤師」「薬剤師認定制度認証機構により認証された生涯研修認定制度による認定薬剤師」のいずれか一つ以上の資格を有していること。
4. 申請時において、引き続いて **1 年以上**、緩和ケアチームまたは緩和ケア病棟を有している病院、診療所等のいずれかの施設において緩和医療に従事している薬剤師であること（所属長の証明が必要）、あるいは申請時において、引き続いて **1 年以上**、麻薬小売業者免許を取得する保険薬局等に勤務し、緩和医療に従事していること（薬局開設者の証明が必要）。
5. **過去 3 年以内**で、かつ、本学会会員として認定対象となる講習等を所定の単位（計 **60 単位**、毎年 20 単位）以上履修していること。**過去 3 年以内**に、疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会（がん疼痛緩和と医療用麻薬の適正使用推進のための講習会）（厚生労働省、麻薬・覚せい剤乱用防止センター等主催）に 1 回以上参加していること。
6. 薬剤師として実務に従事している期間中に、**本学会年会において緩和医療に関する学会発表**（一般演題）を**発表者として 1 回以上**行っていること。
7. 緩和医療領域薬剤管理指導の実績について本学会所定の様式に従い **6 症例**提示できること。提出する症例報告において**初回介入が過去 3 年以内**であること。
8. 所属長（病院長あるいは施設長等）または保険薬局においては開設者の推薦があること。
9. 上記 1～8 のすべてを満たした者は本学会が行う緩和薬物療法認定薬剤師認定試験を受験できる。認

定試験に合格した者は認定の申請を行うことができる。

- 3の附則 9月申請時点において、他学会認定資格証明が手元に届かずに提出不可能な場合は、後日提出で可とする
- 6の附則 1 2025年9月募集に限り、別に規定する他学会学術集会での緩和医療領域に関する学会発表も可とする
- 6の附則 2 地域緩和ケアネットワーク研修中に実施された症例発表も可とする。この場合、症例発表要旨のほか、研修内症例発表会の開催や内容を証明できる書類を提出すること
- 7の附則 保険薬局薬剤師は、地域緩和ケアネットワーク研修先病院における症例を含めてよい

### 新規要件 新旧対照表

資格内容	旧	新
薬剤師実務歴	5年以上	3年以上
緩和医療従事歴	引き続いて3年以上	引き続いて1年以上（保険薬局において連携医師の証明不要）
単位	100単位以上（年間20単位以上）	60単位以上（年間20単位以上）
症例数	病院30症例、薬局15症例	職種問わず6症例
学会発表	2回以上（1回は発表者）	当学会年会において、筆頭発表1回以上
2024年度書類審査 不合格者の2025年度 要項	新要項を適用するが、必須講習や症例の対象年は、6年前の2018年9月1日以降のもので可とする	
2024年度認定CBT試験 不合格者の2025年度 要項	（従来同様） ・2024年10月1日～2025年9月申請時点までで20単位 ・再受験申請書、引き続いて1年以上の緩和医療従事証明、所属施設長の推薦書	

### 緩和薬物療法認定薬剤師 2028年度更新要件

※2024年度更新者の次回更新時期となる2028年11月より適用開始  
緩和薬物療法認定薬剤師の認定期間は資格取得後5年間であり、5年毎に更新しなければならない。緩和薬物療法認定薬剤師の更新を申請する者は、更新申請時において次の各項の条件をすべて満たしていなければならない。

1. 認定期間中継続して本学会の会員であり、締め切り期日までに当該年度までの年会費を完納していること。
2. 認定期間内に、合計3年以上、病院、診療所等のいずれかの施設において緩和医療に従事していること（所属長の証明が必要）、あるいは認定期間内に、合計3年以上、麻薬小売業者免許を取得している保険薬局等に勤務し、緩和医療に従事していること（所属長の証明が必要）。
3. 認定期間内に、認定対象となる講習等を所定の単位（計100単位、毎年10単位）以上履修している

こと。認定期間内に、本学会年会に2回以上参加していること。認定期間内に、本学会教育セミナー、在宅緩和ケア教育セミナー、臨床研究セミナー、pSMILEのうち、いずれか2企画以上を受講していること。

4. 認定期間内に、本学会年会において緩和医療に関する学会発表を1回以上行っていること（一般演題の共同演者も可、教育講演、特別講演、シンポジウム等の筆頭演者も可とする）。
5. 認定期間内に自身が薬学的介入を行った緩和医療領域の症例について、症例数を報告するとともに、本学会所定の様式に従い5症例提示できること。
6. 上記1～5のすべてを満たした者は、本学会が行う緩和薬物療法認定薬剤師の更新申請をすることができる。

2の附則 申請者本人が所属長の場合、病院薬剤師は施設長の証明、薬局薬剤師は薬局開設者の証明が必要

### 更新要件 新旧対照表

資格内容	旧	新
認定期間	5年	変更なし
他学会認定資格	日病薬、研修センター認定等	項目ごと削除
緩和医療従事歴	3年	年数に変更なし、保険薬局において連携医師の証明不要
単位	100単位以上（年間10単位以上）	単位数変更なし
必須受講	本学会年会（2回以上）、（がん）疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会（1回以上）、努力義務：p-SMILE（1回以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学会年会に2回以上参加</li> <li>・本学会教育セミナー、在宅緩和ケア教育セミナー、臨床研究セミナー、pSMILEのうち、いずれか2企画以上を受講していること</li> <li>・がん疼痛緩和のための医療用麻薬適正使用推進講習会の必須受講は除外</li> </ul>
学会発表	筆頭・共著問わず発表1回以上	当学会年会において、筆頭・共著問わず発表1回以上
2027年度更新不可者の2028年11月更新要項	対応措置なし	